

岡山大学電子計算機研究会会則

制定 2015年05月13日

(名称)

第1条 団体（以下「本団体、または部」という。）は、「岡山大学電子計算機研究会」と称する。

(目的)

第2条 電子計算機、電子回路、その他本団体内の設備を使用した様々な製作活動を中心として、構成員との交流、外部への展示などをを行うことを目的とする。

(活動)

第3条 第2条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- 1) パソコンを使用した様々な製作活動
- 2) 岡山大学祭への参加
- 3) 知識交換、構成員間の交流を目的としたイベントの実施
- 4) その他、本団体の目的を達成するために必要な活動

第4条 本団体の所在地は岡山大学津島キャンパス内におく

(構成員)

第5条 本団体は、岡山大学の学生を正規の構成員として組織する。

(入部)

第6条 入部する者は、部長にその旨を伝えることで、入部することができる。

第7条 ただし、過去に除名処分を受けた者については、幹部会の議決がなければ入部することができない。

(退部)

第8条 退部する者は、部長にその旨を伝えることで、任意に退部することができる。

第9条 幹部である者は退部に際して、後任を選出し引継ぎを行うように求める。

第10条 部員が次に定めるいずれかに該当するときは、退部したものとみなす。

- 1) 部費を、会計の定める日付までに納付しないとき
- 2) 部員が岡山大学を卒業、または除籍された場合

(会費)

第11条 部員は活動のために、会計の定める日付に、次に定める額の部費を支払うものとする。

- 1) 5,000円/毎半期

(幹部)

第12条 本団体には次の幹部を置く。ただし、必要がある場合はその他の幹部を置くことができる。

- 1) 本団体の代表者として、部長
- 2) 部長の補佐として、副部長

- 3) 会計と調達として、会計
- 4) 幹事総会への対応として、幹事

第13条 部長は前部長が指名することで選出し、その他幹部は部長が指名するものとする。

第14条 幹部の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第15条 幹部は原則として兼任できないものとする。

第16条 幹部が任期の途中で辞任、退部その他の理由により欠員となった場合は、速やかに後任者を選出するものとする。

- 1) 部長が欠員となった場合は副部長またはその他幹部が臨時にその職務を代行し、前部長が後任の部長を指名する
- 2) ただし、前部長による指名が困難な場合は、幹部会が後任の部長を選出する
- 3) 部長以外の幹部が欠員となった場合は部長が後任者を指名する
- 4) 補欠として選出された幹部の任期は前任者の残任期間とする

(幹部補佐)

第17条 部長は次の目的のために、幹部補佐を置くことができる。

- 1) 幹部の補佐
- 2) 専門的業務の委譲
- 3) 臨時的な業務の担当

第18条 幹部補佐の任期は部長が定めるものとする。

第19条 幹部補佐は幹部会において議決権を行使できない。

(部会)

第20条 部会は、部員をもって構成する。

第21条 部会は次の事柄について議決する。

- 1) 会則の変更
- 2) 会計報告
- 3) 予算分配
- 4) 新規企画
- 5) 議決に関する異議申し立て
- 6) 議題募集フォームに投稿された議題
- 7) その他本団体の運営に関する重要事項

第22条 部会の議事は、出席した部員の過半数をもって決す。

(部会の区分)

第23条 定期部会は隔週の定められた曜日に招集する。

第24条 臨時に部会で議決が必要な議題がある場合は、臨時部会を招集することができる。

(定期部会の招集)

第25条 部会は部長が招集する。

第26条 部長が招集できない場合、その他幹部が招集する。

第27条 議題がない場合は、部会を招集しなくてもよいものとする。

第28条 ただし最低でも4週に1回は部会を行わなければならない。

(臨時部会の招集の方式)

第29条 次に定める条件により、臨時部会を招集することができる。

- 1) 部長が必要があると認めた場合
- 2) 部長を除く過半数の幹部が必要があると認めた場合

(議事の通知と異議)

第30条 部会の議決事項は、議決後3日以内に全部員に通知しなければならない。

第31条 部員は、議決事項に異議がある場合、通知後7日以内に幹部に異議を申し立てることができる。

第32条 幹部は前述の申し立てを受けた場合は、次の部会で再度付議しなければならない。

(幹部会)

第33条 幹部会はその職務に関係する幹部の最低3人をもって構成する。

第34条 幹部会は次の事柄について議決する。

- 1) 部会の議決した事項の執行
- 2) その他部会の議決を要しない業務の執行
- 3) 部員の懲戒処分
- 4) 会則変更の前審査

第35条 幹部会は部長、または副部長が招集するものとする。

(会計及び決算)

第36条 会計年度は4月から翌年3月までとする。

第37条 会計年度の終了後、1か月以内に部会で会計報告を行い、承認を得るものとする。

(罰則)

第38条 部員が、以下の行為を行った場合は、その程度により、懲戒処分がある。

- 1) 幹部が、職務を遂行しなかったとき
- 2) 部の活動を著しく妨害したとき
- 3) 学生としての本分に反する行為があったとき
- 4) その他、部長が著しく問題があると認めたとき

第39条 懲戒処分は幹部会において決定されるものとする。

第40条 懲戒処分はその程度により、次に定める処分を任意の数行うものとする。

- 1) 注意喚起
- 2) 幹部からの降格
- 3) 退部勧告
- 4) 除名

(委任)

第41条 会則に定めのない事項は、部会の議決を経て、部長が別に定める。

(会則の変更)

第42条 会則変更は、幹部会の前審査を経た後、部会の承認を得るものとする。

附則

この会則は、2026年02月26日から施行する。